

## 平成28年度独立行政法人統計センター調達等合理化計画

独立行政法人統計センター

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人統計センター(以下「統計センター」という。)は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成28年度独立行政法人統計センター調達等合理化計画を以下のとおり定める。

## 1 調達の現状と要因の分析

- (1) 統計センターにおける平成27年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は48件、契約金額は12.2億円である。また、競争性のある契約は46件(95.8%)、12.0億円(98.3%)、競争性のない契約は2件(4.2%)、0.2億円(1.7%)となっている。

平成26年度と比較して、競争性のない随意契約の割合が、件数は小さく金額は大きくなっている(件数は1.8ポイントの減、金額は1.1ポイントの増)。これはガス料を競争入札へ移行したことにより、競争性のない随意契約の件数及び金額自体はともに減少したものの、契約金額全体も大きく減少したため、金額割合としては増加したものである。

表1 平成27年度の統計センターの調達全体像

(単位:件、億円)

	平成26年度		平成27年度		比較増減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(92.0%) 46	(99.4%) 37.7	(91.6%) 44	(97.5%) 11.9	( 4.3%) 2	( 68.4%) 25.8
企画競争・公募	(2.0%) 1	(0.0%) 0.0	(4.2%) 2	(0.8%) 0.1	(100%) 1	( %) 0.1
競争性のある契約(小計)	(94.0%) 47	(99.4%) 37.7	(95.8%) 46	(98.3%) 12.0	( 2.1%) 1	( 68.2%) 25.7
競争性のない随意契約	(6.0%) 3	(0.6%) 0.2	(4.2%) 2	(1.7%) 0.2	( 33.3%) 1	( 32.3%) 0.0
合計	(100%) 50	(100%) 37.9	(100%) 48	(100%) 12.2	( 4.0%) 2	( 67.8%) 25.7

(注1) 比較増減の( )書きは、平成27年度の対26年度伸率である。

(2) 統計センターにおける平成 27 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のようになっており、契約件数は 11 件（23.9%）、契約金額は 4.4 億円（36.7%）である。

平成 26 年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合が、件数は小さく金額は大きくなっている（件数は 5.9 ポイントの減、金額は 19.2 ポイントの増）が、これは一者応札の件数及び金額自体はともに減少したものの、競争性のある契約金額全体も大きく減少したため、金額割合としては増加したものである。

表 2 平成 27 年度の統計センターの一者応札・応募状況 (単位：件、億円)

		平成 26 年度	平成 27 年度	比較増 減
2 者以上	件数	33 (70.2%)	35 (76.1%)	2 (6.1%)
	金額	31.1 (82.5%)	7.6 (63.3%)	23.5 (75.6%)
1 者以下	件数	14 (29.8%)	11 (23.9%)	3 (21.4%)
	金額	6.6 (17.5%)	4.4 (36.7%)	2.2 (33.4%)
合 計	件数	47 (100%)	46 (100%)	1 (2.1%)
	金額	37.7 (100%)	12.0 (100%)	25.7 (68.2%)

(注 1) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。

(注 2) 比較増 減の ( ) 書きは、平成 27 年度の対 26 年度伸率である。

## 2 重点的に取り組む分野（【 】は評価指標）

上記 1 の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、一括調達に関する調達及び合理的な調達について、状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

### (1) 一括調達に関する調達

平成 28 年社会生活基本調査集計の準備等に係る人材派遣業務に関する調達において、契約期間及び業務内容が類似する案件について、規模の経済性を活用するとの理由から、一括調達を実施することにより経費の節減を目指す。

【予算経費の削減など】

### (2) 情報システムに係る合理的な調達

次期政府統計共同利用システムの導入において、競争性の確保と技術的な妥当性を考慮の上、調達単位を見直し、複数年契約による調達を実施する。

【合理化された内容など】

### 3 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）

- (1) 統計センターにおける調達事務については、会計規程及び契約取扱事務要領に基づき、契約担当役が指名する職員の立会いによる検収を引き続き徹底するなど、迅速かつ適正に事務を遂行するとともに、必要に応じて調達担当者に対し、不祥事案等の研修等を行う。

【受講者数・実施内容】

- (2) 一般競争により締結することとなる案件で一者応札・応募が見込まれる調達については、事前に法人内に設置された総務担当理事を総括責任者とする調達等合理化推進検討会に報告し、調達方法の選択、複数者応札の可能性等について検証を受けることとする。

【検証件数・実施内容】

- (3) 少額随意契約以外に新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に法人内に設置された総務担当理事を総括責任者とする随意契約適正化検証チームに報告し、会計規程等における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

【点検件数・実施内容】

### 4 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

### 5 推進体制

#### (1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、総務担当理事を総括責任者とする調達等合理化推進検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者 総務担当理事

副総括責任者 管理部長

メンバー 経営審議室長、統計編成部長、統計情報・技術部長、財務課長、財務企画監

#### (2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、競争性のない新たな随意契約、2か年度連続の一者応札・応募案件などに該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

### 6 その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、統計センターのホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。